

# 第16回

## 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月15日（金）午後3時～  
京都府職員福利厚生センター会議室

### 次 第

#### 1 開 会

#### 2 議 題

- (1) 緩和判断等に関する基準について
- (2) 緊急事態措置の見直しについて
- (3) 府立学校の再開について
- (4) 府民利用施設の再開等について
- (5) その他

#### 3 閉 会



第16回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年5月15日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	古川 博規
	危機管理監	藤森 和也
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
総務部	総務部長	勝目 康
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	稲垣 勝彦
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
建設交通部	建設交通部長	富山 英範
府議会	事務局長	太田 稔治
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	局長	川口 龍雄
南丹広域振興局	局長	前川 二郎
中丹広域振興局	局長	綾城 義治
丹後広域振興局	局長	中本 晴夫

にテ  
レ  
ビ  
参  
加  
シ  
ス  
テ  
ム

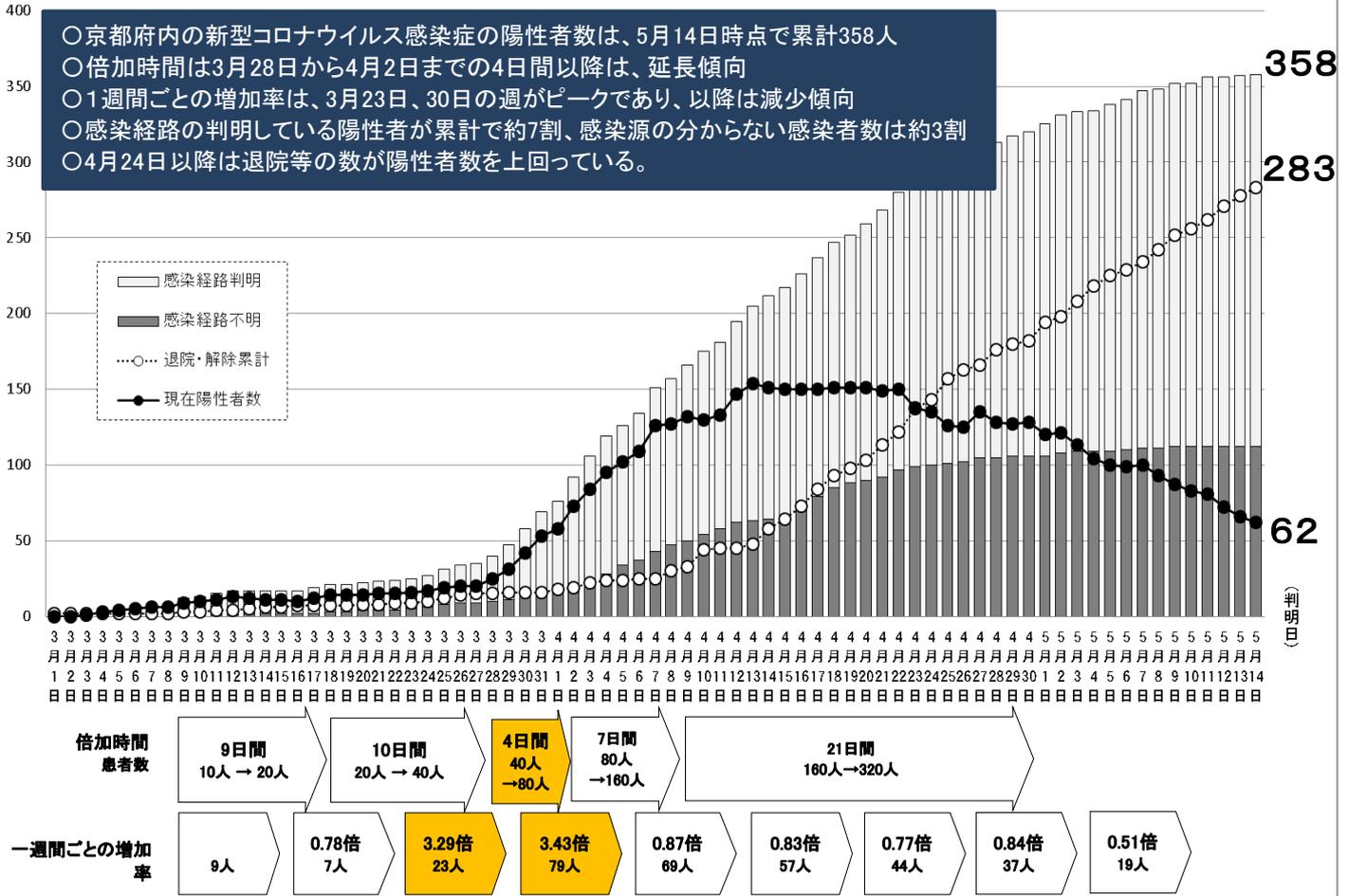
新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府新型コロナウイルス 感染症対策専門家会議	議長	松井 道宣
京都市	危機管理監	三科 卓巳

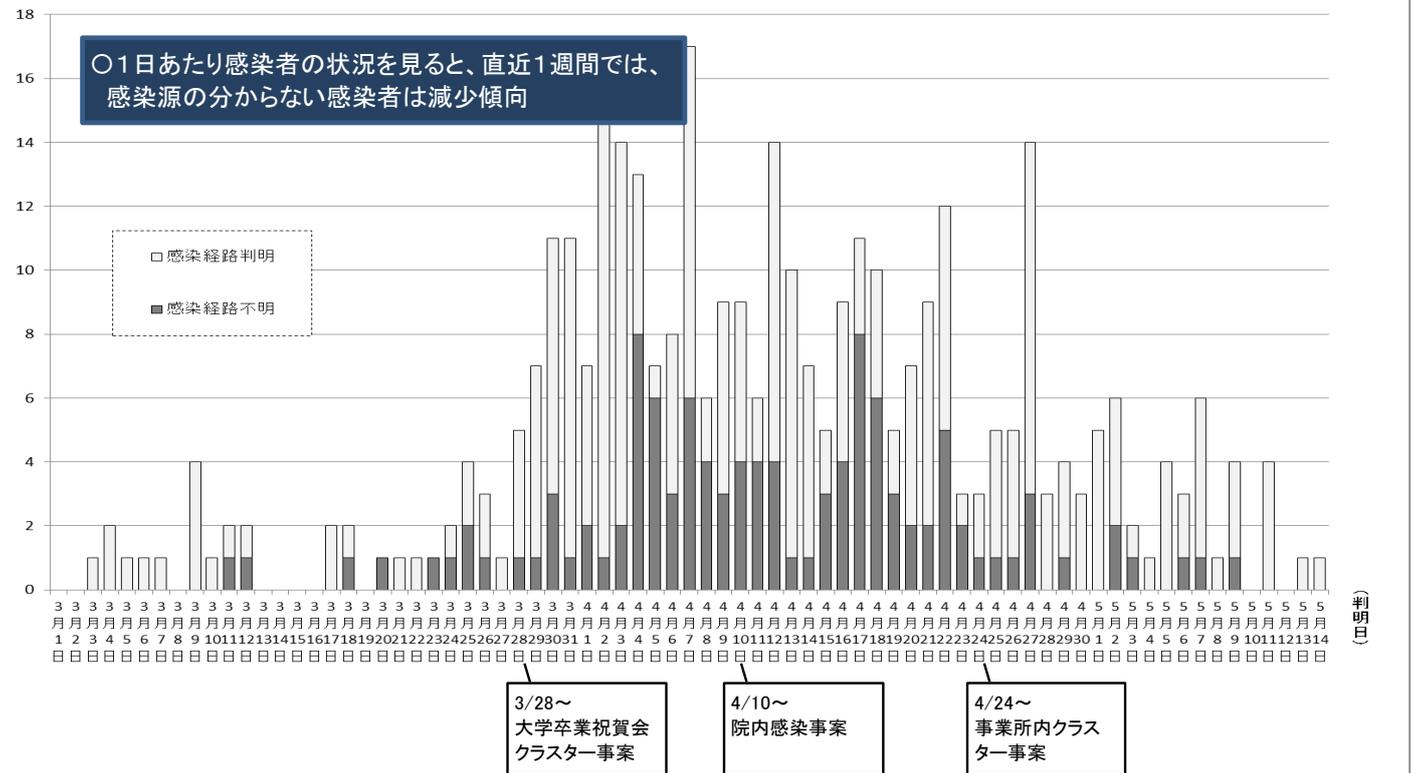


# 京都府の感染者の状況

## 京都府の感染者の状況(累計)

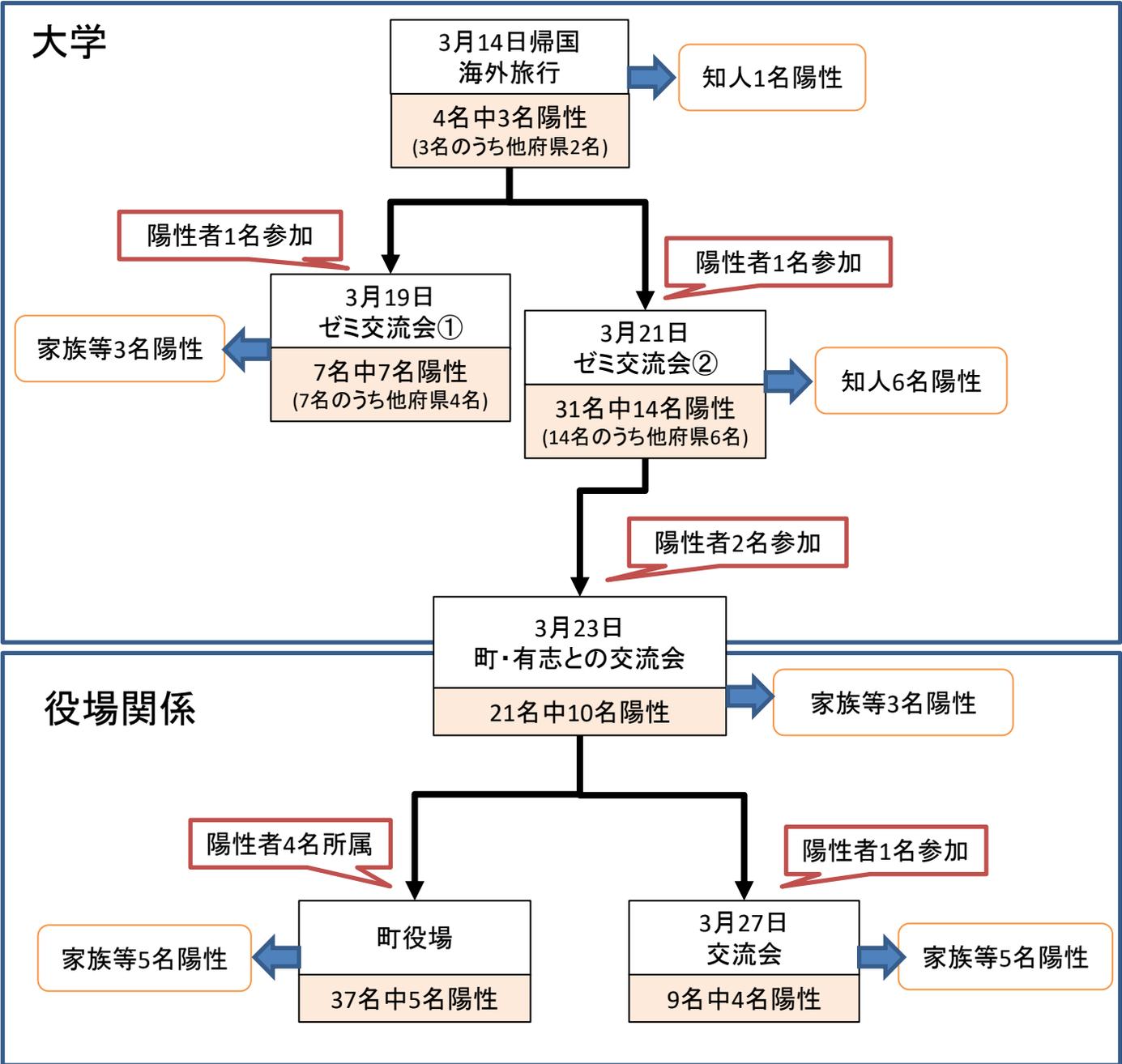


## 京都府の感染者の状況(1日あたり患者発生数)



K大学の学生に端を発したクラスターの発生経過 (R2.5.10現在)

初発患者判明日 3月28日



最終患者判明日 4月24日



府内陽性者 55名 (入院中2名 退院53名 死亡0名)  
 役場関係濃厚接触者 154名 (陽性32名)

## 緊急事態措置の緩和判断等に関する基準について

令和2年5月15日

- 新型コロナウイルス感染症は、潜伏期間が最大2週間とされており、対策の効果は2週間後にならないと判明しない。そのため、府内の感染状況と医療提供体制の状況をモニタリングする指標を設定し、感染の収束傾向・拡大兆候を一定の基準により捉えることが有用である。
- 府内の実績を勘案し、3月28日以降に発生した大学クラスター事案による感染拡大以前の頃は、保健所における疫学調査・入院調整も円滑であったことから、この時点の水準を中心に基準を設定する。
- 基準は、緩和を判断する基準と、行動自粛の要請<sup>1</sup>を再度行う基準に加え、感染拡大の兆候を示した早期の段階から府民の行動変容を促すため、注意喚起の基準<sup>2</sup>を設け、三段階の判断基準<sup>3</sup>とする。
  - ・ 緩和判断基準： 今般の緊急事態措置の効果を十分に活かすため、全ての基準値を7日間連続して下回った場合に限り緩和する
  - ・ 注意喚起基準： 全ての基準値を超えた場合に、感染の具体的状況（集団感染の有無、濃厚接触者の範囲、クラスター発生の可能性、地域ごとの感染状況）や他府県の実況などを勘案し、「3つの密」の回避の徹底など、注意喚起の内容等を総合的に判断し実施する。
  - ・ 行動自粛の再要請の基準： いずれかの基準値を超えた場合に段階的に実施することとし、感染の具体的状況、医療提供体制の実況、他府県の実況などを勘案し、行動自粛の要請の内容・強度等を総合的に判断する。

<sup>1</sup> 行動自粛の要請： 不要不急の外出自粛をはじめ、イベントの開催自粛、出勤自粛、一部店舗の営業短縮・休業など、段階的に行動の自粛を要請すること

<sup>2</sup> 注意喚起： 「3つの密」を回避できているか、手洗い・咳エチケット、新しい生活様式を実践できているかなど、府民に改めて注意喚起を行うこと

<sup>3</sup> 陽性者数や検査数については、日々の数字のばらつきが大きいため、7日間移動平均値で見ることとする。

## 京都市における緊急事態措置の緩和判断基準等(案)

分析事項	指標	緩和判断基準	注意喚起基準	行動自粛の再要請基準
	内容			
感染状況	*⑤以外は7日間移動平均値			
	①新規陽性者数	5名未満	2名以上	5名以上
	②新規陽性者の前週増加比	—	1以上	2以上 (注意喚起基準を満たす場合に限る)
	③新規陽性者における感染経路不明者数	2名未満	1名以上	2名以上
	④PCR検査陽性率	7%未満	—	7%以上
医療提供体制状況	⑤重症者*病床利用率 <small>*人工呼吸器又はECMOを使用中の者</small>	20%未満	—	20%以上

## 京都府における緊急事態措置の緩和判断基準等(案)の推移

### 緩和判断基準等(案)

- ① 新規陽性者数 : 5名未満
- ② 新規陽性者における感染経路不明者数 : 2名未満
- ③ PCR検査陽性率 : 7%未満
- ④ 重症者病床利用率 : 20%未満

基準	8日(金)	9日(土)	10日(日)	11日(月)	12日(火)	13日(火)	14日(木)
①新規陽性者数 【5名未満】	3.29	3.00	2.71	3.14	2.57	2.29	1.57
②新規陽性者における感染経路不明者数 【2名未満】	0.71	0.57	0.43	0.43	0.43	0.29	0.14
③PCR検査陽性率 【7%未満】	2.8%	2.6%	2.5%	2.8%	1.9%	1.6%	1.1%
④重症者病床利用率 【20%未満】	6.3%	3.8%	3.8%	3.8%	1.3%	1.3%	1.3%
●新規陽性者の前週増加比 【再要請の基準 2以上】	0.59	0.53	0.51	0.92	0.72	0.67	0.41



# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 京都府における緊急事態措置

(5月15日改訂)(案)

4月17日に発効した新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置について、一部見直す。

## 京都府緊急事態措置の概要

- I. 区域 京都府全域
- II. 期間 令和2年4月17日から令和2年5月31日  
※今後も、段階的に、緊急事態措置の見直しを実施
- III. 実施内容
  1. 外出自粛の要請
  2. イベントの開催自粛の要請
  3. 施設の使用制限の要請 等
    - (1) 基本的に休止を要請しない施設
    - (2) 基本的に休止を要請する施設
    - (3) 5月16日0時から休止要請を解除する施設

## 1 外出自粛要請(特措法第45条第1項)

府民に対し、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、引き続き外出自粛を要請。その際、特に次の内容を要請

### 【特に自粛を要請する内容】

1. 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいだ移動を避けること
2. これまでにクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢を問わず外出を自粛すること
3. 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を徹底すること

「新しい生活様式」の実践例 (参考資料)参照

- ① 身体的距離の確保(人との間隔はできるだけ2m確保)
- ② マスクの着用(症状がなくてもマスクを着用)
- ③ 手洗い(家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。)
- ④ 在宅勤務(テレワーク)等の取組みを推進 等

## 2 イベントの開催自粛要請(特措法第24条第9項)

イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請

### 【自粛を要請する内容】

○開催規模: 大小を問わない

○場所: 屋内、屋外を問わない

○種類・内容: 生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

(具体例)

文化的イベント(コンサート、演劇、発表会等)、

催事(物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等)、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ただし、公営住宅の入居説明会・抽選会、事業者を対象とした小規模の研修会等、生活の維持に必要なものについては、感染拡大防止策を講じた上での実施を要請

### 3 施設の使用制限の要請等

(1) 基本的に休止を要請しない施設 ※適切な感染防止対策の協力を要請(特措法第24条第9項)

#### ① 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	
医療施設	病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等 ※スーパーマーケット等についてはガイドライン等に基づく感染防止対策の協力を要請
食事提供施設	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。) ※ただし、営業時間については、午前5時～午後10時の間の営業を要請し、 酒類の提供は午後9時までとすることを要請(宅配・テイクアウトサービスは除く。)
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等	工場、作業場 等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※「社会生活を維持する上で必要な施設」については、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年5月14日改正)を踏まえた整理

#### ② 社会福祉施設等

施設の種類	
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ(学童保育)、介護老人保健施設その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

⇒通所又は短期間の入所の利用者については、家庭での対応が可能な場合には、可能な限り、利用の自粛を要請(特措法第24条第9項)

(2) 基本的に休止を要請する施設(特措法による要請) ※災害時に避難所として使用する場合等を除く。

施設の種類	内 訳		要請内容
遊興施設	全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ダンスホール、バー、ダーツバー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、性風俗店	施設の使用制限等の要請(特措法第24条第9項)  応じない場合、特措法第45条第2項に基づく個別の要請、同条第3項に基づく個別の指示、同条第4項に基づく施設名の公表を検討
	床面積の合計が1,000㎡を超える施設	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設	全国でクラスターが発生した施設及びその類似施設	スポーツジム、スポーツクラブなどの屋内運動施設、体育館、屋内水泳場、ボウリング場、スケート場	
	床面積の合計が1,000㎡を超える施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	
大学・学習塾等	大学		
集会・展示施設(貸会議室を除く)	集会場、公会堂、展示場、多目的ホール、文化会館		
文教施設	学校(中丹地域以北※の学校を除く。)		学校の休業期間については、地域の感染状況を踏まえ、感染予防に最大限配慮した上で、段階的な学校教育活動の再開を検討する。

※甲「中丹地域以北」とは、福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町の区域をいう。

### (3) 5月16日0時から休止要請を解除する施設

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等	業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを作成するとともに、適切な感染防止対策の徹底を要請  ガイドラインを遵守しない施設や、今後クラスターが発生した施設に対しては、特措法第24条第9項に基づき、施設の使用制限等を要請することも検討
集会・展示施設	貸会議室	
大学・学習塾等	専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等（大学を除く）	
博物館等	博物館、美術館、図書館 等	
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗	
遊興施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	
運動施設、遊技施設 ※床面積の合計が1,000㎡以下 (クラスター発生施設等を除く)	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、屋外水泳場 等	

### 参考資料 「新しい生活様式」の実践例(5/4国の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」より抜粋)

#### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

##### 日々の暮らしの感染対策

- ・外出は、マスクを着用する。遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- ・会話をする際は、可能な限り対面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

##### 移動に関する感染対策

- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ・発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモしたり、スマホの移動履歴をオンにする。
- ・地域の感染状況に注意する。

#### (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒  咳エチケットの徹底  こまめに換気
- 身体的距離の確保  「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝家族で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養
- 屋内や会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用



### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- ・通販も利用
- ・1人または少人数ですいた時間に
- ・電子決済の利用
- ・計画をたてて素早く済ます
- ・サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ・レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- ・公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ・ジョギングは少人数で
- ・すれ違うときは距離をとるマナー
- ・予約制を利用してゆったりと
- ・狭い部屋での長居は無用
- ・歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- ・会話は控えめに
- ・混んでいる時間帯は避けて
- ・徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- ・持ち帰りや出前、デリバリーも
- ・屋外空間で気持ちよく
- ・大皿は避けて、料理は個々に
- ・対面ではなく横並びで座ろう
- ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- ・多人数での会食は避けて
- ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク



感染拡大予防ガイドライン（例）

（標準的対策）

（案）

令和2年5月

京 都 府

# 目 次

全施設共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 1

## 業態による感染拡大を予防するための措置

- ① 食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- ② 百貨店・スーパーマーケット等・・・・・・・・・・・・・・・・P. 4
- ③ 遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)・・・・・・・・・・・・P. 4
- ④ 劇場等(劇場・映画館・演芸場等)、貸会議室・・・・・・・・・・・・P. 4
- ⑤ 遊技施設(パチンコ店)・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- ⑥ 遊技施設(マージャン店・ゲームセンター等)・・・・・・・・・・・・P. 5
- ⑦ 運動施設(屋外水泳場)・・・・・・・・・・・・・・・・P. 5
- ⑧ 各種学校等・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
- ⑨ 学習塾等(自動車学校)・・・・・・・・・・・・・・・・P. 6
- ⑩ 学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))・・・・・・・・・・・・P. 6
- ⑪ 博物館等(博物館・美術館・図書館等)・・・・・・・・・・・・P. 6
- ⑫ 博物館等(動物園・植物園等)・・・・・・・・・・・・P. 7
- ⑬ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)・・・・・・・・・・・・P. 7
- ⑭ 商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)・・・・・・・・・・・・P. 7
- ⑮ 商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)・・・・・・・・P. 8
- ⑯ 商業施設(スーパー銭湯)・・・・・・・・・・・・P. 8

## (全施設共通事項)

### 1. はじめに

事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討すること。

- 接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン、トイレの便座、便座のふた、トイレトペーパーのふたや水洗レバーなど)には特に注意する。
- 飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。
- 参考：新型コロナウイルスの環境や物質表面における生存時間
  - エアロゾル(空気中に漂う微粒子)中では3時間以上
  - 銅の表面では4時間まで
  - 厚紙(段ボール)の表面では24時間後まで
  - ステンレススチール表面では48時間後まで
  - プラスチック表面では72時間後まで感染力を維持

### 2. 各業種に共通する基本的事項

#### 2-1. 人と人との距離等：3密(密閉、密集、密接)の回避

- 人と人との接触を避け、対人距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))を確保すること。
- また、対人距離が確保できない場合は、入場制限等を実施すること
- 感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応)
- マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
- 施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
- キャッシュレスの推進

#### 2-2. 症状のある方の入場制限

- 入場時の体温チェックの実施
- 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること。また、状況によっては、発熱者を体温計やサーモグラフィーなどで特定し入場を制限することも考えられる
- なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いに十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる

### 2-3. 消毒等

- 入口及び施設内の手指の消毒設備（石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールなど）の設置
- 複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する
- 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る
- 人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする
- ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する

### 2-4. トイレ（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 便器内は通常の清掃が良い
- 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、トイレの便座、便座のふた、トイレットペーパーのふたや水洗レバーなど）は、清拭消毒を行う
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ペーパータオルを設置するか、使い捨ておしぼり等を準備する

### 2-5. 休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する）

- 一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- 休憩スペースは、常時換気することに努める
- 共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- 従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする
- 屋内の喫煙ルームの原則使用禁止

### 2-6. ごみの廃棄

- 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ごみを回収する人は、マスクや手袋を着用する
- マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

### 2-7. 清掃・消毒

- 市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- 通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。
- 手が触れることがない床や壁は、通常の清掃が良い

## 2-8. その他

- 高齢者、持病のある方や妊婦については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- 地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討をしておく。

### 3. 業態による感染拡大を予防するための措置

#### ①食事提供施設(飲食店・喫茶店・居酒屋等)

- 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽(BGM)や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

#### ②百貨店・スーパーマーケット等

- 混雑時の入場制限を実施
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ③遊興施設(インターネットカフェ・漫画喫茶等)

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと

#### ④劇場等(劇場・映画館・演芸場)、貸会議室

- 混雑時の入場制限を実施
- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること、例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 劇場等では演者の発声による飛沫感染対策として、前方席の使用を控えるなどにより、

演者と客席の距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））を確保すること

- 滞在時間が短くなるよう、公演時間の前後の滞留をなくすよう工夫すること
- 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑤遊技施設（パチンコ店）

- 十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでパチンコ台、ボタンやレバー等の消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽（BGM）や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

#### ⑥遊技施設（マージャン店・ゲームセンター等）

- 十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングでゲーム機、マージャン卓・牌の消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆる背景音楽（BGM）や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること
- 施設内での飲食は控えること

#### ⑦運動施設（屋外水泳場）

- 混雑時の入場制限を実施
- 人と人との十分な距離（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保されること
- 更衣室、シャワールーム等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと
- 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に（最小1m））が確保されること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑧各種学校等

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑨学習塾等(自動車学校)

- 学科では十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 教習生同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 実技では窓を開けるなど適切な換気が行われるとともに、教習生の入れ替えのタイミングでハンドル等操作機器の消毒が行われること

#### ⑩学習塾等(学習塾・各種教室(スポーツ教室を除く))

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 少人数で滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 適切な換気が行われるとともに、学生・生徒の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 学生・生徒同士の大声での会話を行わないよう周知すること

#### ⑪博物館等(博物館・美術館・図書館等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 展示配置を工夫や一方通行の設定により、施設内の移動においても人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑫博物館等(動物園・植物園等)

- 混雑時の入場制限を実施
- 水槽や飼育動物等の保護のためのアクリル板やガラスなどの清潔の保持
- 観察時や施設内の移動において、人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 密閉施設については適切な換気が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること
- 入場口への踏込消毒マットの設置(弱性石鹼、消石灰等)

⑬ホテル又は旅館(集会の用に供する部分)

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 入退出時(入退出時の行列含む)や集合場所等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること(飲食で使用する場合)
- 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑭商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗)

- 店内等において人と人との十分な間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- 滞在時間が短くなるよう工夫すること
- 適切な消毒や換気が行われること
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止

- 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑮商業施設(生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)

- 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること。例えば四方を空けた席配置又は使用する座席の1/2以下とする措置などを行うこと
- レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- 客の体に触れる場合は、手洗をよりこまめにする
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- 混雑・密集を回避するため、曜日・時間帯による特売やポイントアップの中止
- 家族連れを避け、必要最小限で買い物に行くよう周知すること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

⑯商業施設(スーパー銭湯)

- レジ等で間隔(できるだけ2mを目安に(最小1m))を空ける(床に印をつける等)
- 従業員と客の間にパーテーション等を設けて遮蔽すること
- 浴槽等において人と人との十分な距離(できるだけ2mを目安に(最小1m))が確保されること
- 更衣室等の利用時における人と人との接触を避けるための工夫を行うこと(飲食コーナー)
- 営業時間の終了を午後10時まで、酒類の提供を午後9時までとすること
- 個室や多人数での座敷席等の使用は控えること
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- 大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで適切な消毒・清掃が行われること
- 客同士の大声での会話を行わないよう周知すること

## 新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

令和2年5月15日  
京都府新型コロナウイルス  
感染症対策本部

## 1 府内における感染状況（5月14日まで）

府内感染確認者総数	358人
-----------	------

(参考)

令和2年5月14日現在

PCR検査実施人数	PCR検査陰性者数	PCR検査陽性者数	感染状況				
			退院・解除	入院中・調整中	宿泊施設	自宅療養	死亡
6,285	5,927	358	283	48	14	0	13

※ PCR検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

※ 宿泊施設は4月15日から、自宅療養は4月17日から開始

## 2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期日	国等の動向等	京都府対応	京都府における主なトピックス
1月22日(水)		部局長連絡会議(副知事)	
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	部局長会議(知事)	
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定)	対策本部設置 第1回対策本部会議(知事)	府内感染者確認(1例目)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	府市合同記者会見(知事)	
2月1日(土)	指定感染症前倒し施行		
2月4日(火)			府内感染者確認(2例目)
2月6日(木)		新型コロナウイルス対応緊急資金融資制度創設	
2月12日(水)		第2回対策本部会議(知事)	
2月13日(木)	緊急対応策決定		
2月21日(金)		第3回対策本部会議(知事)	
2月25日(火)	国対策基本方針決定 全国知事会対策本部設置		
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請		
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	第4回対策本部会議(知事)	
3月2日(月)	関西広域連合対策本部設置		
3月3日(火)		第5回対策本部会議(知事)	ライブハウス Arc(大阪)利用者について、府内初の感染者確認
3月5日(木)		第6回対策本部会議(知事)	
3月9日(月)		緊急知事会見(知事)	ライブハウス Soap opera classics Umeda(大阪)利用者について、府内初の感染者確認
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定		

期 日	国等の動向等	京都府の対応	京都府における感染状況等
3月11日(水)		第7回対策本部会議(知事)	右京区役所職員の感染確認 3月13日まで右京区役所1階を一部閉鎖
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正		
3月17日(火)		臨時知事会見(知事)	
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	第8回対策本部会議(知事)	
3月24日(火)		第9回対策本部会議(知事)	
3月26日(木)	特措法に基づく政府対策本部設置	特措法に基づく府対策本部設置	
3月28日(土)	基本的対処方針決定		
3月29日(日)			府内在住の京都産業大学生5名の感染確認
3月30日(月)		第10回対策本部会議(知事) 緊急知事会見(知事)	京都産業大学感染者の接触者である井手町職員3名の感染確認
3月31日(火)			井手町役場本庁舎における業務中止
4月1日(水)	第10回国専門家会議 状況分析・提言	京都府専門家会議	
4月2日(木)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長)	
4月3日(金)		臨時記者会見(知事・教育長)	
4月6日(月)		臨時記者会見(知事)	
4月7日(火)	基本的対処方針変更 7都府県に緊急事態宣言発出	記者会見(教育長)	
4月8日(水)		京都府専門家会議 第11回対策本部会議(知事)	
4月9日(水)			府内初の死亡者確認(感染者16例目)
4月10日(金)		京都府・京都市合同緊急記者会見(知事・市長) 緊急事態宣言発出要請	堀川病院(上京区)入院患者2名および看護師1名の感染確認
4月11日(火)		臨時記者会見(知事)	
4月14日(火)		臨時記者会見(知事)	
4月15日(水)		軽症者等について民間宿泊施設での療養開始	
4月16日(木)	基本的対処方針変更 47都道府県に緊急事態宣言発出		
4月17日(金)		第12回対策本部会議(知事) 緊急記者会見(知事)、緊急事態措置発表 京都府緊急事態措置コールセンター開設	
4月22日(水)		臨時記者会見(知事)	
4月23日(木)		定例記者会見(知事)、補正予算案発表	

期 日	国等の動向等	京都府の対応	京都府における感染状況等
4月24日(金)		第13回対策本部会議(知事)	
		臨時記者会見(知事)	
4月28日(火)		第14回対策本部会議(知事)	
		臨時記者会見(知事)	
5月1日(金)		臨時記者会見(知事)	
		中小企業緊急経営支援コールセンター開設	
5月4日(月)	基本的対処方針変更	京都府専門家会議	
	5月31日まで緊急事態宣言延長		
5月5日(火)		第15回対策本部会議(知事)	
		緊急記者会見(知事)	
5月7日(木)		京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター開設	井手町役場本庁舎業務再開
5月8日(金)	「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を変更		
5月10日(日)			府内の新規感染者0人(3月19日以来52日ぶり)
5月11日(月)		京都府中小企業雇用継続緊急支援センター開設	
5月14日(木)	基本的対処方針変更		
	39県について緊急事態宣言解除		

### 3 京都府の主な取組

#### (1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から39医療機関(5月1日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日、4月8日、9日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者の増加に伴う、重症患者や基礎疾患を有する患者の増加に対応するため、入院患者等の受け入れ医療機関の調整等を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日、4月10日からDMAT隊員の派遣を要請)
- 保健所の感染・予防体制の強化を図るため、市町村保健師の派遣を要請(4月8日)
- 府内30病院へ病床の確保を依頼(知事、京大病院長、府立医大病院長連名)(4月3日～4月10日)

- 軽症者等について民間宿泊施設での療養を開始
  - ・京都平安ホテル 68室 (4月15日から)
  - ・ホテルヴィスキオ京都 270室 (5月7日から)
- 軽症者等向けの宿泊施設募集開始(募集結果:5,556室の応募あり)
- 医療機関、社会福祉施設等において新型コロナウイルス感染症の集団発生が疑われたときに、施設が早期に適切な感染防止策を講じることができるよう「施設内感染専門サポートチーム」を設置(4月26日)
- PCR 検査を必要とする患者が適切に検査を受けることができるよう、京都府医師会の協力を得て、「京都検査センター」を設置(4月29日)

(検査実施状況)

(5月14日現在)

検査機関	合計	京都府 京都市	民間検査 機関	検査センター	国立感染症 研究所
検査人数	6,285 人	4,913 人	1,243 人	128 人	1 人
陽性	358 人	310 人	45 人	2 人	1 人
陰性	5,927 人	4,603 人	1,198 人	126 人	0 人

※ 検査陰性者数には検査結果待ちの者を含める

## (2) 医療資材の提供

- 府の所持するマスク(約71万枚)や消毒液(1Lボトル900本)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日～18日)
- 国の緊急対応策において示された感染拡大防止策に基づき、マスクや手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(第1弾:3月23日～、第2弾:3月30日、第3弾:4月10日、第4弾:4月13日、第5弾:4月21日)
- 不足する医療資材を安定的に確保する仕組みを構築するため、京都府医療資材コントロールセンターを設置(4月14日)
- 供給の見通しが立たない長袖ガウンを、府内ものづくり企業に開発・製造依頼し、購入(4月24日～医療機関へ配布開始)
  - ※協力の申し出があった府内企業:大栄繊維株式会社、株式会社シグノ、株式会社 Tn
- ゴールデンウィーク期間中に、医療資材不足に陥らないよう、エムケイ株式会社の協力のもと、マスク・医療用長袖ガウン等を新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関へ配布(5月1日)
- 医療機関の資材の保有状況や、確保の見通し等を週ごとに把握。必要な資材が不足しないよう、必要量を計画的に確保し配布

## (3) 京都府緊急事態措置

- 京都府を対象とする緊急事態宣言の発出を国に要請(京都府・京都市合同)(4月10日)
- 京都府緊急事態措置を発表(4月17日)
  - 令和2年4月17日から令和2年5月6日まで
    - ①外出自粛の要請
    - ②イベントの開催自粛の要請
    - ③施設の使用制限の要請等を実施
- 府主催イベントについては、屋外・屋内問わず、原則として当面5月6日まで全面中止する  
府立体育館、府立植物園、文化博物館等、府関連の文化施設、社会教育施設等は、原則として当面5月6日まで閉館とする
- 京都府緊急事態措置コールセンターを開設(4月17日)
- 京都府緊急事態措置を改訂(5月5日)
  - 実施期間を令和2年5月31日まで延長(5月中旬に、感染状況や医療提供体制の状況等を勘案し、緊急事態措置の見直しを検討)

(4) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号、5月号(予定))、新聞広告(3月14日、3月28日))等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施  
テレビ(3月23日(知事)、4月27日(知事))  
ラジオ(3月3日、3月10日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事)、4月7日(知事)、4月14日(知事)、4月21日(知事)、4月28日(知事)、5月5日(知事)、5月12日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE 公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)
- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)
- LINE 公式アカウントのタイムライン上に、知事からのビデオメッセージ『新型コロナウイルス感染症についての西脇隆俊京都府知事から府民の皆様へのお願い』を掲載(4月3日)
- 知事による報道番組等への出演(3月13日(KBS京都テレビ)、4月10日(読売テレビ)、4月15日(毎日放送・NHK)、4月17日(毎日放送・KBS京都テレビ)、4月18日(エフエム京都)、4月20日(関西テレビ)、4月23日(NHK)、4月24日(KBS京都テレビ)、4月28日(エフエム京都)、5月1日(KBS京都テレビ)、5月7日(毎日放送)、5月8日(読売テレビ)、5月11日(NHK)、5月14日(NHK・KBS京都テレビ)予定)
- ゴールデンウィーク中の新型コロナウイルス感染症が疑われる場合の相談窓口について周知。
- 憲法週間(5月1日～7日)の初日である5月1日に、新型コロナウイルス感染症拡大に係る人権啓発意見広告及び相談窓口を京都新聞朝刊(15段)に掲載。

(緊急事態措置コールセンター対応状況) (5月14日現在)

	件数	主な相談内容
4月17日～5月14日	9,926件   日平均 413件	対象施設の確認、支援給付金等

(新型コロナウイルス感染症専用相談窓口相談件数) (5月14日現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～5月14日	15,796件	11,917件	日平均 319件
合計	16,692件	12,402件	
	29,094件		

(中小企業緊急経営支援コールセンター) (5月14日現在)

	件数	備考
5月1日～5月14日	1,637件	各種補助金、給付金について等

(京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンター) (5月14日現在)

	件数	備考
5月7日～5月14日	4,010件	給付金の対象要件、申請方法について等

(府民総合案内・相談センターへの各種意見・相談件数) (5月14日現在)

	件数	主な意見等
1月	6	新型コロナウイルス対処法、感染防止対策について
2月	72	健康相談、感染者情報、イベント開催の有無について
3月	295	マスク不足、金融支援、自粛について
4月	3,142	学校再開、緊急事態宣言、休業要請、支援給付金、休校延長について
5月1日～14日	848	休業要請解除、支援給付金、休校延長について

#### (5) 中小企業等への支援

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、2月13日に議決された「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)
- (申込状況)5月8日時点 3,804件(※)
  - ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証・新型コロナウイルス感染症対応資金の合計申込件数
- セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。
  - ※指定期間は2月18日から6月1日まで
  - 併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金用途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)
- セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)
  - ※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)
- 「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)
- 国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)
- 府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)
- 令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)
- ※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始
- 「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)
- 「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)
- 府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を作成、各事業者へ周知(3月27日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)
- 新型コロナウイルスの影響を受け、経営が困難となった中小企業を支援するため、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業21、京都府が共同し、「京都府新型コロナウイルス対策倒産・廃業防止緊急無料相談窓口」を設置(4月2日)
- 「京都金融対策トップ会議」を開催し、金融機関から意見等を聴取(4月3日)

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴う京都府内の事業所における対応について、各事業者へ周知(4月8日)
- 「新型コロナウイルス感染症の影響による特別就労相談窓口」での WEB を通じたカウンセリング及びマッチング支援の実施(4月10日)
- 「京都金融支援ネットワークチーム会議」を開催し、金融機関の実務者から意見等を聴取(4月10日)
- 休業要請に協力いただいた中小企業・個人事業主に対する支援給付金創設を公表(4月17日)
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置について、各事業者へ周知(4月17日)
- 緊急事態宣言を受け、スーパーや商店街等における配慮について、各事業者へ周知(4月24日)
- 文化芸術関係者相談窓口の開設と文化活動継続支援補助金の受付開始(4月30日)
- 京都市と連携して、民間金融機関による実質無利子・無保証料となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」融資制度を創設。(5月1日)
- 新型コロナウイルスの影響を受けている中小企業等の経営相談に対応するために、(一社)京都府中小企業診断協会及び(公財)京都産業 21、京都府が共同し、「中小企業緊急経営支援コールセンター」を設置(5月1日)
- 京都府休業要請対象事業者支援給付金の申請受付を開始。また、京都府休業要請対象事業者支援給付金コールセンターを開設(5月7日)
- 京都労働局と共同で、雇用調整助成金に関する申請アドバイスから申請の受理まで一貫した支援を行う「京都府中小企業雇用継続緊急支援センター」を開設(5月11日)

#### (6) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ、3月19日に議決された生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)
- ※申込:市区町村社会福祉協議会 問い合わせ:京都府社会福祉協議会
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けられることがある旨周知。(3月19日)

#### (7) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日) 申請15件

#### (8) 京都舞鶴港等の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに上陸拒否対象地域に滞在歴のある入国者についてはPCR検査の実施対象とすること、すべての地域からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

##### <上陸拒否対象地域>

- ・アジア:中国ほか9カ国
- ・大洋州:オーストラリアほか1カ国
- ・北米:米国ほか1カ国
- ・中南米:エクアドルほか10カ国
- ・欧州:英国ほか46カ国
- ・中東:イスラエルほか8カ国

・アフリカ:エジプトほか5カ国

計 87 カ国(4月3日～)

○京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・コスタ・ベネチア(4月3日予定)      ・ル・ソリアル(4月29日予定)
- ・にっぽん丸(5月1日)                      ・スペクトラム・オブ・ザ・シーズ(5月7日予定)
- ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)・ル・ソリアル(5月15日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定)              ・クァンタム・オブ・ザ・シーズ(6月3日)
- ・ル・ソリアル(6月7日予定)              ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)
- ・ダイヤモンド・プリンセス(7月1日予定)

○宮津港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・ぱしふいつくびいなす(5月11日)

## (9) 府民へのメッセージ

○4月2日知事市長緊急メッセージ

- ・人混みが予想される場所への不要不急の外出や会合等への参加、感染が拡大している首都圏や阪神圏への不要不急の往来等の自粛要請
- ・学生に対して、懇親会、新歓コンパ等の自粛要請
- ・帰国者に対して、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、健康管理に留意し、自宅待機を徹底
- ・事業者に対して、衛生管理の徹底はもとより、換気や可能な限り席と席を離すなど、現場に即した感染防止対策の徹底等を要請

○4月10日緊急事態宣言の要請にともなう知事市長緊急メッセージ

- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への通勤等、生活の維持に必要な場合を除く外出自粛を要請
- ・多人数での会食、10名以上が集まる集会・イベントへの参加の自粛、不要不急の買いだめの自粛等を要請
- ・大学等へ、当面、ゴールデンウィークを目途に、登校による授業開始の延期要請

○4月17日緊急事態措置に伴う知事緊急メッセージ

- ・対象期間は4月17日から5月6日まで
- ・医療機関への通院、食料の買い出し、職場への出勤など、生活の維持に必要な場合を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
- ・「3つの密」がより濃厚に重なる夜の繁華街への外出自粛を強く要請
- ・イベント主催者に対し、規模や場所にかかわらず、開催の自粛を要請
- ・4月18日～5月6日の間、遊興施設、劇場等、集会・展示施設、運動施設、遊戯施設、文教施設等の施設の使用制限の要請
- ・社会生活を維持する上で必要となる飲食店について、午前5時から午後8時までの営業とするよう要請

## (10) 小中学校、高校等の臨時休業等

(公立学校)

○府立学校については、令和2年5月31日(日)まで臨時休業を実施中

○特別支援学校については、上記の内容を基本としつつ、各校の状況に応じて受け入れを実施

○市町(組合)立学校については、令和2年5月31日(日)まで(一部の市町を除き)臨時休業を実施中

(私立学校)

○府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、5月6日(水)までの休業を要請(4月17日)

○私立幼稚園については、保育が必要な園児の居場所確保への配慮を依頼(4月17日)

○府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、京都府教育委員会が府立学校の臨時休業期間を5月31日まで延長した旨を通知し、適切な対応を要請(4月28日)

- 府内の私立幼稚園・小中高等学校・専修学校・各種学校に対して、5月31日(日)までの休業延長を要請(5月5日)
- 私立幼稚園については、保育が必要な園児の居場所確保への配慮を依頼(5月5日)
- 府内の私立幼稚園・私立小中高等学校・専修学校・各種学校については、5月7日(木)以降も臨時休業を実施中。今後、地域の感染状況等を踏まえ、段階的な再開も検討。(保育園等)
- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、原則、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)
- 緊急事態宣言後の保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の対応について、感染拡大防止のため、家庭での保育等が可能な場合には利用を控えていただくこと、保育の提供の規模縮小の検討等について市町村に要請(4月17日)

#### (11) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用)時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)
- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)
- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)
- 対象とする職員の在宅勤務(7割)の実施を指示(4月14日)

#### (12) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

#### (13) 国への要望等

- 全国知事会
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(2月5日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言(2月21日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明(2月25日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言(3月5日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言(3月5日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言(3月5日)
  - ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言(3月6日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望(3月18日)
  - ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言(3月18日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言(3月18日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言(3月24日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言(3月25日)
  - ・教育活動の再開等に関する意見書(3月25日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の経済対策の策定等に向けた緊急要請(3月30日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に打ち克つために～日本と地域を守る全国知事会宣言～(4月2日)
  - ・打倒コロナ！危機突破宣言(4月8日)
  - ・「緊急事態宣言」を受けての緊急提言(4月8日)
  - ・全国を対象とした「緊急事態宣言」の発令を受けての緊急提言(4月17日)
  - ・ゴールデンウィーク緊急要請～みんなでのちとふるさと・日本を守ろう～(4月23日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月23日)

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(4月30日)
- ・緊急事態宣言の期間延長を受けて(提言)(5月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言(5月13日)
- ・雇用調整助成金等に係る緊急提言(5月13日)
- 関西広域連合
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月19日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望(3月27日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた関西府県民の皆様へのお願い(4月1日)
  - ・新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ(4月8日)
  - ・関西・外出しない宣言(4月8日)
  - ・関西・GWも外出しない宣言～緊急事態をみんなで乗り越えよう～(4月23日)
  - ・新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進に向けた提案(4月23日)
- 京都府
  - ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望(京都市、経済団体連名 3月9日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望(京都市連名 3月27日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望(京都市・経済団体・労働者団体連名 3月27日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望(3月27日)
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急金融対策に係る緊急要望(京都市連名 4月6日)
  - ・新型コロナウイルス感染症への対策に関する緊急要望(4月6日)
    - 1 命を守るための医療提供体制の整備と感染拡大防止策の強化
    - 2 府民生活の安定・雇用の維持と、事業者の倒産防止や事業継続の強力な支援
    - 3 感染終息後の、国の総力を挙げた経済活動の再生と、強くしなやかな経済の再構築
    - 4 地域の情勢に応じた対策の実施への十分な支援
  - ・緊急事態宣言の要請について(4月10日)
  - ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保に関する緊急要望(4月16日)
  - ・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する緊急要望(4月17日)
  - ・妊婦に対する新型コロナウイルス感染症対策の強化について(5月8日)

## 休業要請の緩和に伴う府立学校の再開について（案）

令和2年5月15日  
京都府教育委員会

現在、全ての府立学校において、5月31日(日)まで臨時休業しておりますが、本府の緩和判断基準に基づく休業要請の段階的緩和を受け、府立学校に係る教育活動について、下記のとおり対応することとします。

## 記

## 1 府立学校の段階的な教育活動の再開

地域の感染状況や通勤・通学での往来、児童生徒の障害の種類や程度などを踏まえ、次のとおり校種や地域別に教育活動を再開する。

なお、今後の地域の感染状況等を踏まえ、学校再開の延期、再開後の再度の休業や学校の一部の休業を行うことがある。

## (1) 中丹通学圏以北の府立高校及び附属中学校

臨時休業期間を短縮し、5月25日(月)から学校を再開し授業を実施する。

なお、5月18日(月)から週3日以内の登校日を設定し、学校再開に向けた段階的な教育活動を実施する。

## (2) その他の府立学校

6月1日(月)からの学校再開を想定して、段階的な教育活動を実施する。

## ○口丹通学圏以南の府立高校及び附属中学校

5月18日(月)から週1日、5月25日(月)から週3日以内の登校日を設定

## ○府立特別支援学校（全校）

5月25日(月)から週3日以内の登校日を設定

## 2 教育活動実施に当たっての感染防止対策

教育活動の実施に当たっては、各校の状況に応じ、以下のような感染防止対策の工夫を行う。

## 【対策の例示】

## ○登下校

- ・公共交通機関による通学途中の感染リスクを避けるため、混雑する時間帯を避けて登下校できるよう授業時間を設定する。
- ・通学路や昇降口の混雑を避ける工夫を行う。

### ○授業形態等

- ・教室においては1 m以上離れて座り、出入り口及び窓は開放する。
- ・ペアワークや発表を伴う授業はクラスの半数程度の人数で行い、グループでの活動は行わない。
- ・体育においては接触を伴う活動は行わない。
- ・狭い空間や密閉空間での音楽における歌唱指導は行わない。
- ・パソコンや楽器、道具などを共有する場合は、授業前後の手洗いや可能な範囲での道具の消毒を行う。
- ・給食（昼食）時には、向かい合わせに座らず、会話を控える。

### ○部活動

- ・休業期間中及び学校再開後1週間は禁止する。
- ・学校再開1週間後から当面の間は、条件付きで可能とする。  
　　<条件> 自校の部員のみによる校内での活動  
　　　　　活動時間は2時間以内  
　　　　　飛沫感染や接触感染のリスクが伴う活動は禁止

### ○その他

- ・登校時に健康観察を行い、体調不良の生徒は休養あるいは帰宅させる。
- ・不必要に校内を移動しないなど無用の接触を避ける指導を行う。

## 3 学習の遅れの回復

臨時休業による生徒の学習を保障するために、長期休業期間の短縮を行う。  
また、学力の定着を図るために、補習の実施や家庭学習を課す。ただし、新たな土曜日の活用は行わない。

## 4 児童生徒又は教職員が感染したことが判明した場合

保健所や学校医等と連携し、感染者の校内での活動の態様、感染経路、地域の感染状況等を確認の上、学級、学年又は学校の臨時休業の実施を判断する。

## 5 府内市町（組合）立学校への対応

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、府立学校の対応を参考としつつ、地域や学校の実情を十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応するよう依頼する。

【参考】校種別・地域別 学校再開スケジュール

	府立高校 府立高校附属中学校 (中丹通学圏以北)		府立高校 府立高校附属中学校 (口丹通学圏以南)		府立特別支援学校	
	生徒	指導内容	生徒	指導内容	児童生徒	指導内容
5月18日 ～ 5月24日	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日又は全日  部活動不可	健康把握 学習指導 HR等	<b>登校日設定</b> 週1日 半日  部活動不可	健康把握 学習点検 HR等	居場所確保のための特 例的受け入れ(～29日)	
5月25日 ～ 5月31日	<b>学校再開</b> 週5日 全日  部活動不可	健康管理 授業	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日又は全日  部活動不可	健康把握 学習指導 HR等	<b>登校日設定</b> 週3日以内 半日  部活動不可	健康把握 学習点検 HR等
6月1日 ～ 6月7日	同上  部活動可 (当面条件付)	同上	<b>学校再開</b> 週5日 全日  部活動不可	健康管理 授業	<b>学校再開</b> 週2～5日 半日又は全日  部活動不可	健康管理 授業
6月8日 ～	同上	同上	同上  部活動可 (当面条件付)	同上	週5日 全日  部活動可 (当面条件付)	同上



## 府が所有する府民利用施設の再開等について

**【考え方】** 民間に対し休業要請する施設と同種の施設は引き続き休止するが、その他の施設は、密集を避けるなど適切な感染防止策を講じた上で順次再開する。

### 1 従前から適切な感染防止策を実施した上で継続していた施設

- ・ 医療施設（洛南病院）
- ・ 府営住宅
- ・ 宿泊施設[集会の用に供さないもの]（丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅））
- ・ 社会福祉施設（障害児入所施設、児童養護施設、母子生活支援施設等） など

### 2 引き続き、基本的に休止する施設

- ・ 集会・展示施設（京都テルサ（多目的ホール）、パルスプラザ）
- ・ 運動・遊技施設（サンガスタジアム by KYOCERA、島津アリーナ京都、丹後王国食のみやこ（ホテル・道の駅以外）等）

など

### 3 適切な感染防止策を講じた上で順次再開する施設

- ・ 博物館等（京都文化博物館、堂本印象美術館、図書館、京都学・歴彩館（ホール等を除く）、植物園等）
- ・ 宿泊施設[集会の用に供するもの]（ゼミナールハウス、マリーンピア等）
- ・ 都市公園（山城総合運動公園、丹波自然運動公園、伏見港公園、けいはんな記念公園等）内の屋外施設
- ・ 各施設の貸会議室 など